

中山間地域農業直接支払事業の知事特認地域の概要

1 知事特認地域とは

中山間地域農業直接支払事業では、地域振興立法の指定地域に加え、地域の実態に応じて知事が指定する自然的・経済的・社会的な条件が不利な地域（特認地域）を対象地域としている。

(1) 法指定地域（本県において対象地域があるもの）

- ① 特定農山村地域（特定農山村法）
- ② 振興山村（山村振興法）
- ③ 過疎地域（過疎地域自立促進法）

(2) 知事特認地域（法指定地域に準じる地域と知事が認めた地域）

農林統計上の中山間地域など、国ガイドラインを参考に基準を設定

（資料 2-2 のとおり）

2 令和元年度における実施状況

本県における知事特認地域の規模は、下記のとおり協定面積ベースで全体の約 4 分の 1 となっている。

地域区分	協定数	協定面積 (ha)	交付金額 (千円)
法指定	857	7,156	1,235,367
知事特認	223	2,281	408,873
計	1,080	9,437	1,644,240

3 交付金の負担割合

地域区分	国	県	市町村
法指定地域	1 / 2	1 / 4	1 / 4
知事特認地域	1 / 3	1 / 3	1 / 3

長野県における知事特認地域の基準（本県独自基準）の改正案

1 対象地域

改正前（第4期対策）	改正案（第5期対策）	（参考）国ガイドライン
基準① 農林統計上の中山間地域（旧市町村単位）	基準① 同 左	同 左
基準② 次のaまたはbの要件を満たす地域 a 8法指定地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が $\frac{12\%}{\text{（新または旧市町村単位）}}$ イ DIDを含まない旧市町村、または、DIDを含む旧市町村にあってはDIDを除く地域 ウ 人口8万人以下の旧市町村 b 8法指定地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が $\frac{15\%}{\text{（新または旧市町村単位）}}$ イ DIDを含まない旧市町村 ウ 人口5万人以下の旧市町村	基準② 同 左 a 同 左 ア 農林業従事者割合が $\frac{10\%}{\text{（新または旧市町村単位）}}$ イ 同 左 ウ 同 左 b 同 左 ア 農林業従事者割合が $\frac{13\%}{\text{（新または旧市町村単位）}}$ イ 同 左 ウ 同 左	三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たす地域 （特定農山村法等の地域振興立法の要件等を考慮し別の基準を定めることができる） ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上 イ DID（人口集中地区）からの距離が30分以上 ウ 人口の減少率（H22～27年）が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km ² 未満
基準③ 次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 a 農業従事者の高齢化率が県平均以上（新または旧市町村単位） b 農林地率が75%以上（新または旧市町村単位）	基準③ 同 左	
基準④ 8法指定地域に地理的に接する農用地	基準④ 同 左	同 左

2 対象農用地（改正なし）

基準① 急傾斜農用地(田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上)

基準② 自然条件により小区画・不整形な田

基準③ 急傾斜農用地と物理的に連坦する一団の緩傾斜農用地(田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満)

特認地域の基準改正について

1 改正理由

本県は、県土の大宗が法指定地域又は農林統計上の中山間地域であるが、農林業従事者割合は年々低下し、第5期対策における県平均が8%となったため

- ・ 本県は、令和2年4月現在、408旧市町村のうち285旧市町村が、中山間地域農業直接支払事業における「8法指定地域」又は「農林統計上の中山間地域（中間農業地域又は山間農業地域）」（特認基準①）となっている。（資料2-4参照）
- ・ 一方で、本県における農林業従事者割合は、下表のとおり対策期ごとに低下している。

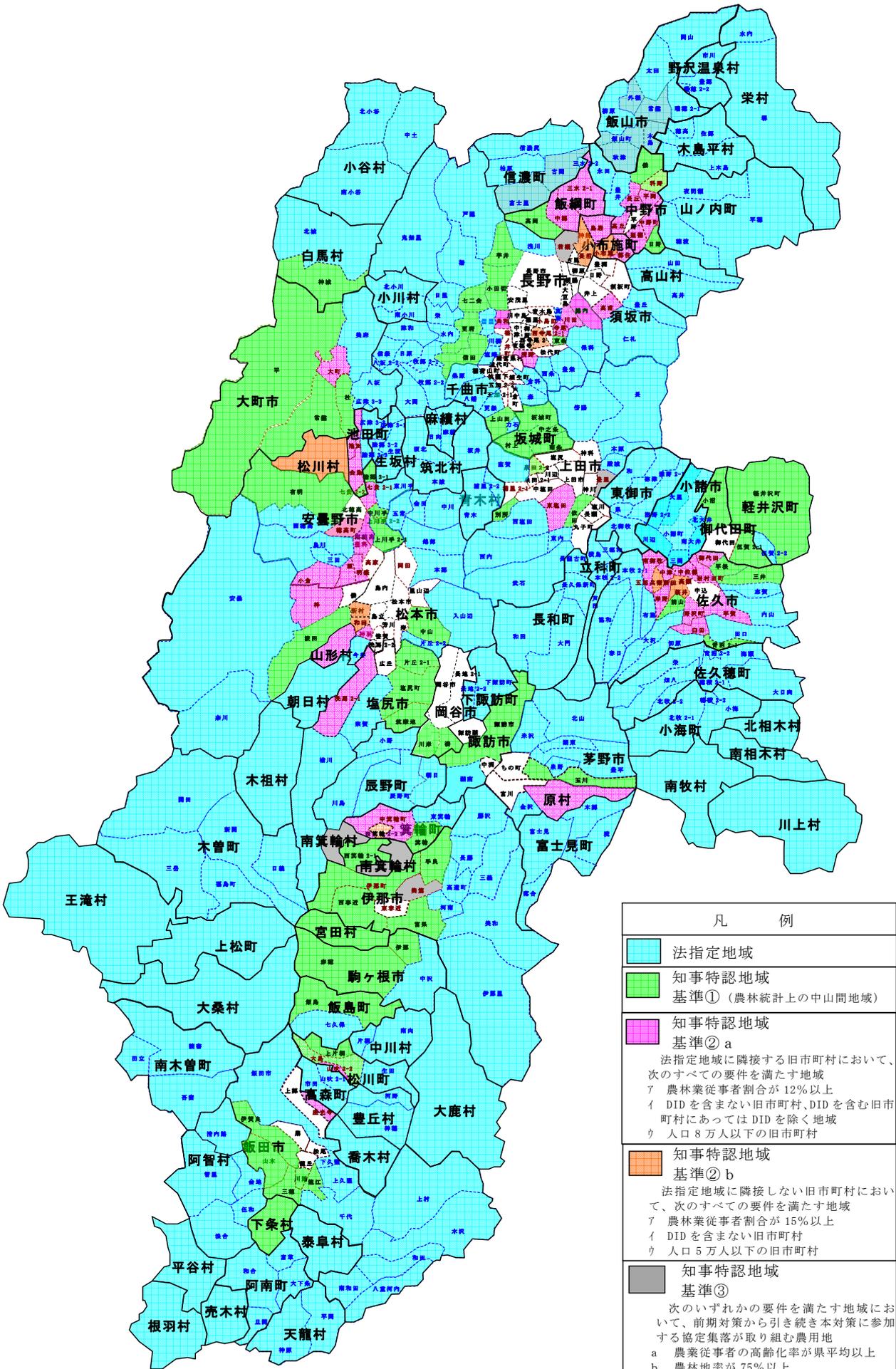
農林業従事者割合（県平均）

対策期	県平均	(参考) 適用農林業センサス
第1期（H12～）	27%	1990（H2）
第2期（H17～）	21%	2000（H12）
第3期（H22～）	12%	2005（H17）
第4期（H27～）	10%	2010（H22）
第5期（R2～）	8%	2015（H27）

2 対応

国のガイドラインを参考に、農林業従事者割合の基準を2ポイント引き下げる

- ・ 本県においては事業開始のH12年度より、国ガイドライン（農林業従事者割合10%）より高い基準（基準②aは12%、基準②bは15%）を設定してきたが、農林業従事者割合の低下を踏まえ、基準を改正することにより、条件不利地域における農業生産活動の継続を引き続き支援してまいりたい。



凡 例	
	法指定地域
	知事特認地域 基準①（農林統計上の中山間地域）
	知事特認地域 基準② a 法指定地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農業従事者割合が12%以上 イ DIDを含まない旧市町村、DIDを含む旧市町村にあってはDIDを除く地域 ウ 人口8万人以下の旧市町村
	知事特認地域 基準② b 法指定地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農業従事者割合が15%以上 イ DIDを含まない旧市町村 ウ 人口5万人以下の旧市町村
	知事特認地域 基準③ 次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 a 農業従事者の高齢化率が県平均以上 b 農林地率が75%以上